許可申請手続

許可申請をする際には、次のような手続きが必要になります。

○　屋外広告物許可申請フロー

企　画　・　立　案

事前相談が必要なもの

【景観計画の届出】（市建築指導課へ）
・広告物の高さが10mを超えるもの
・屋上に広告物を設置する場合は、建築物との高さの合計が10mを超えるもの

必要に応じて申請するもの

【道路占用許可申請】
※国、県道は、栃木県宇都宮土木事務所
※市道は、市土木管理課へ

許可申請（市建築指導課へ）

屋外広告物条例に基づく許可申請

許可申請に必要な書類
1　許可申請書
2　案内図、配置図
3　構造図
4　意匠色彩図
5　屋外広告業届出済証

広告物を掲出できる場所かどうか高さ・面積制限などに違反していないかなどのチェック

許可申請手数料の納付

必要に応じて申請するもの

建築確認申請（市建築指導課へ）など

許　可

許可書・許可証票の交付

建築確認通知

許可証票シール

広告物の設置

許可期間は３年以内。ただし、「はり紙」「はり札」「立看板」「のぼり旗」「アドバルーン」を設置する場合は１か月以内。

許可期限切れ

除却届出

継続して表示又は設置する場合

更新許可申請

更新に必要な書類
1　許可申請書
2　自己点検報告書
3　現況写真